

○

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準
(平成二十六年金融庁告示第六十号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>〔第一章～第五章 略〕</p> <p>第六章 資金流入</p> <p>〔第一節～第五節 略〕</p> <p>第六節 その他資金流入額（第六十八条～第七十三条）</p> <p>第七章 連結安定調達比率（第七十四条～第七十七条）</p> <p>第八章 単体安定調達比率（第七十八条）</p> <p>第九章 利用可能安定調達額</p> <p>第一節 利用可能安定調達額に算入される負債又は資本の額（第七十九条～第八十一条）</p> <p>第二節 利用可能安定調達算入率（第八十二条～第八十六条）</p> <p>第十章 所要安定調達額</p> <p>第一節 所要安定調達算入率に算入される資産等の額（第八十七条～第九十条）</p> <p>第二節 所要安定調達入率（第九十一条～第九十七条）</p> <p>第三節 処分上制約のある資産の取扱い（第九十八条）</p> | <p>目次</p> <p>〔第一章～第五章 同上〕</p> <p>第六章 資金流入</p> <p>〔第一節～第五節 同上〕</p> <p>第六節 その他資金流入額（第六十八条～第七十三条）</p> |

第四節 オフ・バランス取引の取扱い（第九十九条・第一百条）

第十一章 相互に関係する資産及び負債（第一百一条）

附則

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 連結子法人等 銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。第七十五条第三項において同じ。）であつて、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に規定する連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。

二 基準日 次条に規定する連結流動性カバレッジ比率若しくは第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率又は第七十四条に規定する連結安定調達比率若しくは第七十八条に規定する単体安定調達比率の算出の際に基準とする日をいう。

〔三〕十九 略

二十 子会社 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次号及び第七十八条第二項において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。

附則

第一条 「同上」

一 連結子法人等 銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）であつて、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に規定する連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。

二 基準日 次条に規定する連結流動性カバレッジ比率又は第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率の算出の際に基準とする日をいう。

〔三〕十九 同上

二十 子会社 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次号において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。

〔三十一～四十九 略〕

五十 安定的定期預金 銀行又は連結子法人等が受け入れている預金等であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 基準日から当該預金等に係る契約において定める預入期間の末日までの期間が三十日を超えるものであつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 基準日から三十日を経過する日までの間において、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等（預金者その他の預金等に係る債権者をいう。以下同じ。）が当該預金等の払戻しを請求することができないもの（当該期間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。）

ロ (2) [略]

〔五十一～七十五 略〕

七十六 処分上制約のない資産 連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、イからホまでに掲げる要件又はヘに掲げる要件を満たすものをいう。

イ 担保又は差入資産として提供されておらず、かつ、信用補完（第三者の債務の履行が困難になつた場合に当該債務の履行を担保するための措置をいう。第十五条第一号において同じ。）のために用いられていないこと。

ロ 一般管理費その他費用の支払に用いるために他の資産と区分

〔三十一～四十九 同上〕

五十 「同上」

イ 「同上」

(1) 基準日から三十日を経過する日までの間において、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等（預金者その他の預金等に係る債権者をいう。以下この号及び第二十条において同じ。）が当該預金等の払戻しを請求することができないもの（当該期間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。）

ロ (2) [同上]

〔五十一～七十五 同上〕

[号を加える。]

〔五十一～七十五 同上〕

して管理されているものでないこと。

ハ 市場以外での売却が困難である場合には、市場での売却が法
令上制限されること。

二 市場での売却及び当該売却により取得した金銭を利用するこ
とが、銀行又は連結子法人等の事業戦略及びリスク管理の方針
に反するものではないこと。

ホイからニまでに掲げる要件を満たすほか、当該資産の売却を
制限する事由が存在しないこと。

ヘ 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は
次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し
入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用
いられていないもの（担保として実際に用いられているものが
契約において特定されない場合にあつては、銀行又は連結子法
人等が担保として用いられない限りのみなす任意の資産でその
額が担保として実際に用いられない額以下の額であるもの
）であること。

(1) 中央銀行等

(2) 中央政府以外の公共部門

(3) 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第七号の二に規定

する中央清算機関をいう。第十一条第一項第四号イ及び第十
五条第九号ハにおいて同じ。）、資金清算機関（資金決済に
に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十一項
に規定する資金清算機関をいう。第十五条第九号ハにおいて

同じ。）、振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。）その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業として行う者

七十七 処分上制約のある資産 連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、前号に掲げるもの以外のものをいう。

〔号を加える。〕

(算式)

第二条 銀行法（以下「法」という。）第十四条の二に規定する銀行がその経営の健全性を判断するための基準のうち、海外営業拠点（自己資本比率告示第二条に規定する海外営業拠点をいう。第八条、第七十四条及び第七十八条第一項において同じ。）を有する銀行（連結子法人等でないものに限る。）がその流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、連結流動性カバレッジ比率に関する基準は、次の算式により得られる比率について、百パーセント以上とする。

$$\text{連結流動性カバレッジ比率} = \frac{\text{算入可能適格流動資産の合計額}}{\text{純資金流出額}}$$

(算式)

第二条 銀行法（以下「法」という。）第十四条の二に規定する銀行がその経営の健全性を判断するための基準のうち、海外営業拠点（自己資本比率告示第二条に規定する海外営業拠点をいう。第八条において同じ。）を有する銀行（銀行又は連結子法人等の銀行のうち、連結子法人等でないものをいう。）がその流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、連結流動性カバレッジ比率に関する基準は、次の算式により得られる比率について、百パーセント以上とする。

$$\text{連結流動性カバレッジ比率} = \frac{\text{算入可能適格流動資産の合計額}}{\text{純資金流出額}}$$

第八条 前章及び次章から第六章までの規定は、法第十四条の二に規定する銀行がその経営の健全性を判断するための基準のうち、海外

第八条 前章及び次章から第六章までの規定は、法第十四条の二に規定する銀行がその経営の健全性を判断するための基準のうち、海外

當業拠点を有する銀行がその流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、単体流動性カバレッジ比率に関する基準について準用する。この場合において、これらの規定中「銀行又は連結子法人等」とあり、及び「銀行若しくは連結子法人等」とあるのは「銀行」と、第二条中「銀行（連結子法人等でないものに限る。）」とあるのは「銀行」と、次条第一項第四号中「本店若しくは主たる事務所若しくは當業所」と若しくは當業所又は支店若しくは從たる事務所若しくは當業所」とあるのは「支店」と、第十四条中「第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率」とあるのは「第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率」と、第十七条第一号中「本店若しくは主たる事務所若しくは當業所」とあるのは「本店若しくは支店」と読み替えるものとする。

（レベル1資産）

第九条 次に掲げる資産（以下「レベル1資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル1資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、百パーセントとする。

【一〇四 略】

五 零パーセントを上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が発行する債券のうち、我が国又は銀行若しくは連結子法人等の海外當業拠点等が所在する国若しくは地域の中央政府又は中央銀行等が域外通貨（当該国又は地域の通貨以外の通

當業拠点を有する銀行がその流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、単体流動性カバレッジ比率に関する基準について準用する。この場合において、これらの規定中「銀行又は連結子法人等」とあり、及び「銀行若しくは連結子法人等」とあるのは「銀行」と、第二条中「銀行（銀行又は連結子法人等の銀行のうち連結子法人等でないものをいう。）」とあるのは「銀行」と、次条第一項第四号中「本店若しくは主たる事務所若しくは當業所又は支店若しくは從たる事務所若しくは當業所」とあるのは「支店」と、第十四条中「第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率」とあるのは「第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率」と、第十七条第一号中「本店若しくは主たる事務所若しくは當業所若しくは支店若しくは從たる事務所若しくは當業所」とあるのは「本店若しくは支店」と読み替えるものとする。

（レベル1資産）

第九条 【同上】

【一〇四 同上】

五 零パーセントを上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が発行する債券のうち、我が国又は銀行若しくは連結子法人等の海外當業拠点等が所在する国若しくは地域の中央政府又は中央銀行等が域外通貨（当該国又は地域の通貨以外の通

貨をいう。第九十二条第一号において同じ。) 建てで発行及び調達したものであつて、前号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすもの(当該国又は地域の中央政府又は中央銀行等が当該域外通貨建てで発行及び調達したものの額の合計額が、銀行又は連結子法人等の人等の当該国又は地域における業務に関して当該域外通貨について第四条に定める方法に準じて算出した純資金流出額を上回る場合には、当該純資金流出額に相当する部分に限る。)

2
〔略〕

(レベル2B資産)

第十一条 次の各号に掲げる資産(レベル1資産及びレベル2A資産を除く。以下「レベル2B資産」という。)が第十四条の規定により適格レベル2B資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、当該各号に定める値とする。

〔一～三 略〕

四 事業法人等の株式(外国法人が発行するものを含む。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの 五十分の一

イ 取引所金融商品市場(金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。)又は外国金融商品市場(同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。)において取引され、中央清算機関を通じて決済されるものであること。

貨をいう。以下この号において同じ。) 建てで発行及び調達したものであつて、前号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすもの(当該国又は地域の中央政府又は中央銀行等が当該域外通貨建てで発行及び調達したものの額の合計額が、銀行又は連結子法人等の当該国又は地域における業務に関して当該域外通貨について第四条に定める方法に準じて算出した純資金流出額を上回る場合には、当該純資金流出額に相当する部分に限る。)

2
〔同上〕

(レベル2B資産)

第十一条 〔同上〕

〔一～三 同上〕

四 〔同上〕

イ 取引所金融商品市場(金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。)又は外国金融商品市場(同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。)において取引され、中央清算機関(同条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び外国の法令に準拠して設立された法人であつて、外国において当該金融商品債務引受業と同種類

の業務を行う者をいう。)を通じて決済されるものであること

2 「□二 略」

(格付区分)

第十二条 長期個別格付又は債務者信用力格付に対応する信用リスク区分が次の表の右欄に掲げる区分のいずれかであるときは、格付区分は、同表の左欄に掲げるものとする。

| 長期個別格付 又は債務者信 用力格付に対 応する信用リ スク区分 | 4 まで | から 6 ー 1 | は 6 ー 1 | 4 ー 1 又 |
|--|----------|-------------------|-------------------|------------------|
| | 7 まで | から 6 ー 1 | は 6 ー 5 | 4 ー 2 又 |
| | 10 まで | から 6 ー 1 | は 6 ー 8 | 4 ー 3 又 |
| | 13 まで | から 6 ー 1 | は 6 ー 11 | 4 ー 4 又 |
| | 18 まで | から 6 ー 1 | は 6 ー 14 | 4 ー 5 又 |

2 「□二 同上」

(格付区分)

第十二条 長期個別格付又は債務者信用力格付に対応する信用リスク区分が次の表の右欄に掲げるものであるときは、格付区分は、同表の左欄に掲げるものとする。

| 長期個別格付 又は債務者信 用力格付に対 応する信用リ スク区分 | | | | |
|--|--|--|------------------|------------------|
| | | | 4 ー 1 又 | は 6 ー 1 |
| | | | 4 ー 2 又 | は 6 ー 2 |
| | | | 4 ー 3 又 | は 6 ー 3 |
| | | | 4 ー 4 又 | は 6 ー 4 |
| | | | 4 ー 5 又 | は 6 ー 5 |

2 「□略」

(自由处分性)

第十五条 運用上の要件のうち「自由处分性」とは、流動資産に係る第一号から第八号までに掲げる要件又は第九号に掲げる要件を満た

2 「□同上」

(自由处分性)

第十五条 運用上の要件のうち「自由处分性」とは、流動資産に係る第一号から第八号までに掲げる全ての要件又は第九号に掲げる要件

しているかどうかの基準をいう。

一 担保又は差入資産として提供されておらず、かつ、信用補完のために用いられないこと。

〔二〇八 略〕

九 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対してレポ形式の取引等若しくは中央銀行有担保資金取引の担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用いられていないものの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合には、担保として実際に用いられない額以下の額である銀行又は連結子法人等が担保として用いられないとみなす任意の資産）であること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 中央清算機関、資金清算機関、振替機関その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業として行う者

〔イ・ロ 同上〕

ハ 中央清算機関、資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算関をいう。）及び振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関をいう。）その他専ら資金及び有価証券の決済、振替又は清算を業として行う者

をいう。

一 担保又は差入資産として提供されておらず、かつ、信用補完（第三者の債務の履行が困難になつた場合に当該債務の履行を担保するための措置をいう。）のために用いられないこと。

〔二〇八 同上〕

九 「同上」

（管理の適正性）

第十六条 運用上の要件のうち「管理の適正性」とは、流動資産に係

（管理の適正性）

第十六条 運用上の要件のうち「管理の適正性」とは、流動資産に係

る次に掲げる要件を満たしているかどうかの基準をいう。

【一・四 略】

(自由移動性)

第十七条 運用上の要件のうち「自由移動性」とは、流動資産に係る次の各号に掲げるいずれかの要件を満たしているかどうかの基準をいう。

【一・二 略】

(安定預金)

第二十条 リテール預金のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであつて、実効的な預金保険制度により預金保護が行われる部分(第三項、次条第一項及び第八十三条一項において「安定預金」という。)の資金流出率は、五パーセントとする。

【一・二 略】
【2・3 略】

(適格オペレーショナル預金に係る特例)

第二十九条 前二条の規定にかかわらず、適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及び定性的基準に適合する場合には、銀行又は連結子法人等は、オペレーショナル預金のうち適格業務に必要であり、流動性ストレス時においても一定の残高が維持される蓋然性が極めて高いと合理的に認められる部分(以下この条及び第

る次に掲げる全ての要件をいう。

【一・四 同上】

(自由移動性)

第十七条 運用上の要件のうち「自由移動性」とは、流動資産に係る次の各号に掲げるいずれかの要件をいう。

【一・二 同上】

(安定預金)

第二十条 リテール預金のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであつて、実効的な預金保険制度により預金保護が行われる部分(第三項及び次条第一項において「安定預金」という。)の資金流出率は、五パーセントとする。

【一・二 同上】
【2・3 同上】

(適格オペレーショナル預金に係る特例)

第二十九条 前二条の規定にかかわらず、適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及び定性的基準に適合する場合には、銀行又は連結子法人等は、オペレーショナル預金のうち適格業務に必要であり、流動性ストレス時においても一定の残高が維持される蓋然性が極めて高いと合理的に認められる部分(以下この条におい

八十五条第二号において「適格オペレーショナル預金」という。)の額について、二十五の額について、二十五パーセントの資金流出率を適用することができる。

〔2～6 略〕

(デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額)

第三十五条 「略」

2 前項の「基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額」とは、デリバティブ取引等の別(法的に有効な相対ネッティング契約(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成三十一年金融庁告示第十一号。以下「レバレッジ比率告示」という。)第八条第二項に規定する法的に有効な相対ネッティング契約をいう。第三十七条第二項第二号、第八十条及び第八十九条第二項において同じ。)に基づくデリバティブ取引等については、当該法的に有効な相対ネッティング契約の別)に、基準日から三十日までの間に発生すると予想される当該デリバティブ取引等の契約において定められた全ての金銭の支払(第四項第二号において「資金流出額」という。)から、基準日から三十日を経過する日までの間に発生すると予想される当該契約において定められた全ての金銭の受取(第四項第一号において「資金流入額」という。)を差し引いた額(次項において「純資金流出額」という。)のうち、零を超えるものの合計額をいう。

〔2～6 同上〕

(デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額)

第三十五条 「同上」

2 前項の「基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額」とは、デリバティブ取引等の別(法的に有効な相対ネッティング契約に基づくデリバティブ取引等については、当該相対ネッティング契約の別)に、基準日から三十日を経過する日までの間に発生すると予想される当該デリバティブ取引等の契約において定められた全ての金銭の支払(第四項第二号において「資金流出額」という。)から、基準日から三十日を経過する日までの間に発生すると予想される当該契約において定められた全ての金銭の受取(第四項第一号において「資金流入額」という。)を差し引いた額(次項において「純資金流出額」という。)のうち、零を超えるものの合計額をいう。

契約において定められた全ての金銭の支払(第四項第二号において「資金流出額」という。)から、基準日から三十日を経過する日までの間に発生すると予想される当該契約において定められた全ての金銭の受取(第四項第一号において「資金流入額」という。)を差し引いた額(次項において「純資金流出額」という。)のうち、零を超えるものの合計額をいう。

て「適格オペレーショナル預金」という。)の額について、二十五パーセントの資金流出率を適用することができる。

し引いた額（次項において「純資金流出額」という。）のうち、零を超えるものの合計額をいう。

〔3・4 略〕

（信用保証に係る偶発的な資金流出額）

第五十一条 第四十九条第二号に掲げる「信用保証に係る偶発的な資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が契約に基づき行う信用保証（自己資本比率告示第七十八条第一項の表二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務、同表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務及び同表百の項に規定する信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証に該当するものに限る。）をいう。）に相当するものの額の合計額に二パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

〔3・4 同上〕

（信用保証に係る偶発的な資金流出額）

第五十一条 第四十九条第二号に掲げる「信用保証に係る偶発的な資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が契約に基づき行う信用保証（自己資本比率告示第七十八条第一項の表二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務、同表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務及び同表百の項に規定する信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証に該当するものに限る。）をいう。）に相当するものの額の合計額に二パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

（その他偶発事象に係る資金流出額）

第五十三条 第四十九条第四号に掲げる「その他偶発事象に係る資金流出額」とは、偶発的な金銭その他の支払（前三条に定めるもの以外のものに限る。次項及び第百条第三号において「その他主要な偶発事象」という。）であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に生じると見込まれるもの（同項において「個別偶発事象に係る資金流出額」という。）に同項の資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2
〔略〕

（その他偶発事象に係る資金流出額）

第五十三条 第四十九条第四号に掲げる「その他偶発事象に係る資金流出額」とは、偶発的な金銭その他の支払（前三条に定めるもの以外のものに限る。次項において「その他主要な偶発事象」という。）であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に生じると見込まれるもの（同項において「個別偶発事象に係る資金流出額」という。）に次項の資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2
〔同上〕

(算式)

第七十四条 法第十四条の二に規定する銀行がその経営の健全性を判断するための基準のうち、海外営業拠点を有する銀行（連結子法人等でないものに限る。）がその流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、連結安定調達比率に関する基準は、次の算式により得られる比率について、百パーセント以上とする。

利用可能安定調達額

$$\text{連結安定調達比率} = \frac{\text{所要安定調達額}}{\text{利用可能安定調達額}}$$

(連結の範囲)

第七十五条 前条に規定する連結安定調達比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第七十八条第二項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（次項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする

。

2 特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結安定調達比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社及びこれらの子法人等を子法人等としている場合における当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

（利用可能安定調達額）

第七十六条 第七十四条の算式において「利用可能安定調達額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

- 一 第八十二条各号に掲げる負債又は資本の額に、同条に規定する利用可能安定調達算入率（負債又は資本の額に乗ずる率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
- 二 第八十三条各号に掲げる負債の額に、同条に規定する利用可能安定調達算入率を乗じて得た額
- 三 第八十四条各号に掲げる負債の額に、同条に規定する利用可能安定調達算入率を乗じて得た額
- 四 第八十五条各号に掲げる負債又は資本の額に、同条に規定する

利用可能安定調達入率を乗じて得た額

- 五 第八十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる負債又は資本の額に、それぞれ同条第一項各号又は第二項各号に規定する利用可能安定調達入率を乗じて得た額

(所要安定調達額)

第七十七条 第七十四条の算式において「所要安定調達額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

- 一 第九十二条各号に掲げる資産の額に、同条に規定する所要安定調達入率（資産又は負債の額に乘ずる率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
- 二 第九十二条各号に掲げる資産の額に、同条に規定する所要安定調達入率を乗じて得た額
- 三 第九十三条各号に掲げる資産の額に、同条に規定する所要安定調達入率を乗じて得た額
- 四 第九十四条各号に掲げる資産の額に、同条に規定する所要安定調達入率を乗じて得た額
- 五 第九十五条各号に掲げる資産の額に、同条に規定する所要安定調達入率を乗じて得た額
- 六 第九十六条各号に掲げる資産の額に、同条に規定する所要安定調達入率を乗じて得た額
- 七 第九十七条各号に掲げる資産及び負債の額（デリバティブ取引等に係るものにあっては、同条第一号又は第八号に掲げる額）に

、同条に規定する所要安定調達算入率を乗じて得た額

八 第九十八条第一項の表上欄に掲げる資産の額に、それぞれ同表下欄に定める所要安定調達算入率を乗じて得た額

九 第九十九条の未使用枠の額に、同条に規定する所要安定調達算入率を乗じて得た額
十 第百条各号に掲げる額に、当該各号に定める所要安定調達算入率を乗じて得た額

第八章 単体安定調達比率

第七十八条 前章（第七十五条を除く。）及び次章から第十一章までの規定は、法第十四条の二に規定する銀行がその経営の健全性を判断するための基準のうち、海外営業拠点を有する銀行がその流動性に係る健全性を判断するための基準であって、単体安定調達比率に関する基準について適用する。この場合において、これらの規定中「連結貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「銀行又は連結子法人等」とあるのは「銀行」と、第七章の章名及び第七十四条中「連結安定調達比率」とあるのは「単体安定調達比率」と、同条中「銀行（連結子法人等でないものに限る。）」とあるのは「銀行」と、第八十二条第一号中「自己資本比率告示第五条第一項」とあるのは「自己資本比率告示第十七条第一項」と、同条第二号中「自己資本比率告示第六条第一項」とあるのは「自己資本比率告示第十八条第一項」と、同条第三号中「自己資本比率告示第七条第一項」と

〔章を加える。〕

あるいは「自己資本比率告示第十九条第一項」と、第九十八条第二号中「自己資本比率告示第五条第二項」とあるのは「自己資本比率告示第十七条第二項」と、同条第三号中「自己資本比率告示第六条第二項」とあるのは「自己資本比率告示第十八条第二項」と、同条第四号中「自己資本比率告示第七条第二項」とあるのは「自己資本比率告示第十九条第二項」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する単体安定調達比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。ただし、特別目的会社等（自己資本比率告示第六条第三項に規定する特別目的会社等をいい、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。）を有する銀行においては、当該特別目的会社等を含む連結財務諸表に基づき算出することとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。

第九章 利用可能安定調達額

〔章を加える。〕

（利用可能安定調達額に算入される負債又は資本の額）

第七十九条 利用可能安定調達額に算入される負債又は資本の額とは、基準日における次の各号に掲げる額の合計額をいう。

- 一 連結貸借対照表に計上された負債又は資本の額（デリバティブ負債及びレポ形式の取引（自己資本比率告示第一条第十号に規定

するレポ形式の取引をいう。以下同じ。)による負債として計上された額を除く。)

二 デリバティブ負債の額

三 レポ形式の取引による負債の額

四 第八十二条第一号から第三号までに掲げる資本の額のうち、第一号から前号までに含まれないものの額

(デリバティブ負債の額)

第八十条 前条第二号に掲げる額は、デリバティブ取引等の別(法的に有効な相対ネッティング契約に基づくデリバティブ取引等については、当該法的に有効な相対ネッティング契約の別)に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)の合計額とする。

一 デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した再構築コストの額(当該額が零を上回る場合にあっては、零とする。)を合計した額を零から差し引いた額

二 デリバティブ取引等に関連して差し入れた変動証拠金の対価の額

2 前項第一号に掲げる額を算出する場合において、その算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相対ネッティング契約の対象であるときは、当該法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した時価を相殺した後のネット再構築コストの額を、再構築コストの額に代えて

用いることとする。

(レポ形式の取引による負債の額)

第八十一条 レポ形式の取引による負債の額は、レポ形式の取引における現金の支払債務の額（自己の名をもつて他人の計算において行うレポ形式の取引に関する負債の額を除く。）の合計額とする。

- 2 前項のレポ形式の取引における現金の支払債務の額を算出するに当たり、当該支払債務を生じたレポ形式の取引及び現金の受取債権を生じたレポ形式の取引が同一の取引相手と行われたものであつて、当該受取債権及び当該支払債務がレバレッジ比率告示第九条第二項各号に掲げる全ての要件を満たす場合には、当該支払債務の額から当該受取債権の額を控除することにより得られた額を当該支払債務の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）として計上することができる。

第二節 利用可能安定調達算入率

(百パー セントの利用可能安定調達算入率が適用される負債又は資本)

第八十二条 次に掲げる負債又は資本の利用可能安定調達算入率は、百パー セントとする。

- 一 自己資本比率告示第五条第一項に規定する普通株式等Tier 1資本の基礎項目の額

二 自己資本比率告示第六条第一項に規定するその他Tier1資本の基礎項目の額

三 自己資本比率告示第七条第一項に規定するTier2資本の基礎項目の額から、基準日から一年を経過する前に弁済期が到来するTier2資本の基礎項目の額を控除した額

四 基準日から満期までの期間が一年以上の資本調達手段（第一号から前号までに掲げるもの及び契約により基準日から満期までの期間が一年未満となる可能性があるものを除く。）の額

五 基準日から満期までの期間が一年以上の負債又は資本の額

（九十五パーセントの利用可能安定調達算入率が適用される負債）

第八十三条 次に掲げる負債の利用可能安定調達算入率は、九十五パーセントとする。

一 安定預金（次項において読み替えて準用する場合を含む。次号及び次条第一号において同じ。）のうち、預入期間の定めがなく、かつ、預金者等からの払戻しの請求に応じて支払われるもの

二 安定預金のうち、基準日から当該預金等に係る契約において定める預入期間の末日までの期間が一年未満のもの

2 第二十条第一項に規定する安定預金は、中小企業等預金について準用する。この場合において、同項中「リテール預金」とあるのは「中小企業等預金」と読み替えるものとする。

（九十パーセントの利用可能安定調達算入率が適用される負債）

第八十四条 次に掲げる負債の利用可能安定調達算入率は、九十パーセントとする。

一 準安定預金（リテール預金又は中小企業等預金のうち安定預金に該当しないものをいう。次号において同じ。）のうち、預入期間の定めがなく、かつ、預金者等からの払戻しの請求に応じて支払われるもの

二 準安定預金のうち、基準日から当該預金等に係る契約において定める預入期間の末日までの期間が一年未満のもの

（五十パーセントの利用可能安定調達算入率が適用される負債又は資本）

第八十五条 次に掲げる負債又は資本の利用可能安定調達算入率は、五十パーセントとする。

一 金融機関等以外（個人及び中小企業等を除く。）からの資金調達のうち、基準日から一年を経過する日までの間に弁済期が到来するもの（預金等のうち、預入期間の定めのないものを含む。）

二 適格オペレーションアル預金（預入期間の末日までの期間が一年未満のもの及び預入期間の定めのないもの）

三 中央政府、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行からの資金調達のうち、基準日から一年を経過する日までの間に弁済期が到来するもの（預金等のうち、預入期間の定めのないものを含む。）

四 金融機関等からの資金調達のうち、基準日から弁済期までの期

間が六月以上一年未満のもの

五 中央銀行等からの資金調達のうち、基準日から弁済期までの期間が六月以上一年未満のもの

六 前各号に掲げるものの以外の負債又は資本のうち、基準日から弁済期までの期間が六月以上一年未満のもの

(零パーセントの利用可能安定調達算入率が適用される負債又は資本)

第八十六条 次に掲げる負債又は資本の利用可能安定調達算入率は、零パーセントとする。

一 期限の定めのない負債の額（第八十三条第一号、第八十四条第一号並びに前条第一号から第三号までに掲げるものの額を除く。）

二 第八十九条に規定するデリバティブ負債の額から、第八十九条に規定するデリバティブ資産の額を減じて得た額（当該額が零を超える場合に限る。）

三 有価証券、コモディティ若しくは外国通貨（次条第二項及び第九十一条第四号において「有価証券等」という。）又はこれらの対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未払金のうち、次に掲げるものの額

イ 市場慣行に基づく約定日から受渡日までの決済期間内又は約定日から四営業日以内に決済されると見込まれるもの

ロ 未決済取引のうち、当初想定されていた決済日から四営業日

以内に決済される蓋然性が高いと認められるもの

-
- 四 デリバティブ取引等に関連して受け入れた変動証拠金の額（第八十九条第一項ただし書の規定によりデリバティブ資産の額を算出した場合にあっては、同項第二号の変動証拠金の対価の額を除いた額とする。）
 - 五 デリバティブ取引等に関連して受け入れた当初証拠金の額
 - 六 金融機関等からの資金調達のうち、基準日から六月を経過するまでの間に弁済期が到来するものの額（前条第二号に掲げる額を除く。）
 - 七 中央銀行等からの資金調達のうち、基準日から六月を経過するまでの間に弁済期が到来するものの額（前条第二号に掲げる額を除く。）
 - 八 第八十二条から前条まで及び前各号に該当しない負債又は資本の額
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる負債又は資本の利用可能安定調達入率は、当該各号に定める率とする。
- 一 繰延税金負債のうち、基準日から当該繰延税金負債の取崩しが想定される最も早い時点までの期間が六月以上一年未満のもの五十パーセント
 - 二 繰延税金負債のうち、基準日から当該繰延税金負債の取崩しが想定される最も早い時点までの期間が六月以上一年未満のもの五十パーセント
 - 三 非支配株主持分（第八十二条第一号から第三号までに含まれる

額を除く。次号において同じ。）のうち、基準日から当該非支配株主持分を生じさせた資本調達手段の満期までの期間が一年以上のもの（期間の定めのないものを含む。）百パーセント

- 四 非支配株主持分のうち、基準日から当該非支配株主持分を生じさせた資本調達手段の満期までの期間が六月以上一年未満のもの五十パーセント

第十章 所要安定調達額

第一節 所要安定調達額に算入される資産等の額

（所要安定調達額に算入される資産等の額）

第八十七条 所要安定調達額に算入される資産等の額とは、基準日ににおける次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 連結貸借対照表に計上された資産の額（デリバティブ資産、デリバティブル負債及びレポ形式の取引による資産並びに支払承諾見返勘定として計上された額を除く。）
- 二 デリバティブ資産及びデリバティブル負債の額
- 三 レポ形式の取引による資産の額
- 四 オフ・バランス取引の額（支払承諾見返勘定の額を含む。）
- 五 デリバティブル取引等に関連して預託した当初証拠金（銀行又は連結子法人等が直接清算参加者（自己資本比率告示第一条第三十七号の四に規定する直接清算参加者をいう。）として間接清算参加者（同条第三十七号の五に規定する間接清算参加者をいう。）

〔章を加える。〕

の代わりに適格中央清算機関（同条第七号の三に規定する適格中央清算機関をいう。）に預託したものと除く。第九十六条第一号において同じ。）又は清算基金（自己資本比率告示第一条第三十号の六に規定する清算基金をいう。第九十六条第一号及び第九十八条第一項において同じ。）のうち連結貸借対照表に計上されでいない額

六 第九十七条第二号から第四号までに掲げる資本の額のうち、前各号に掲げる額に含まれないもの

2 受渡日基準により会計処理を行つていて有価証券等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより基準日における所要安定調達額を算出するものとする。この場合においては、前項第一号の規定は、適用しない。

- 一 買付けを約定したにもかかわらず、連結貸借対照表に計上されていらない有価証券等 基準日の時価に基づき計算対象に含める。
- 二 売付けを約定したにもかかわらず、連結貸借対照表に計上されている有価証券等 計算対象から除外する。

（自由处分権を有する担保の取扱い）

第八十八条 レポ形式の取引又は中央銀行有担保資金取引において、銀行又は連結子法人等が担保として使用する有価証券については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより所要安定調達額を算出するものとする。

- 一 連結貸借対照表に計上されていない有価証券のうち担保として

受け入れているもの 当該有価証券を所要安定調達額に算入しない。

二 連結貸借対照表に計上されている有価証券のうち担保として受け入れているもの 当該有価証券を所要安定調達額に算入する。

三 連結貸借対照表に計上されていない有価証券のうち担保として提供しているもの 当該有価証券を所要安定調達額に算入しない。

四 連結貸借対照表に計上されている有価証券のうち担保として提供しているもの 当該有価証券に第三節の規定による所要安定調達算入率を乗じた額を所要安定調達額に算入する。

(デリバティブ資産の額)

第八十九条 第八十七条第一項第二号に掲げるデリバティブ資産の額とは、第一号に掲げる額をいう。ただし、レバレッジ比率告示第八条第四項各号に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）とすることができる。

一 デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）を合計した額

二 デリバティブ取引等に関連して現金及び処分上制約のないレベル1資産で受け入れた変動証拠金の対価の額

2 前項第一号に掲げる額を算出する場合において、その算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相対ネッティング契約の対象であるときは、当該法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した時価を相殺した後のネット再構築コストの額を、再構築コストの額に代えて用いることとする。

(レポ形式の取引による資産の額)

第九十条 レポ形式の取引による資産の額は、レポ形式の取引における現金の受取債権の額（自己の名をもつて他人の計算において行うレポ形式の取引に関する資産の額を除く。）の合計額とする。

2 前項のレポ形式の取引における現金の受取債権の額を算出するに当たり、当該受取債権を生じたレポ形式の取引及び現金の支払債務を生じたレポ形式の取引が同一の取引相手と行われたものであって、当該受取債権及び当該支払債務がレバレッジ比率告示第九条第二項各号に掲げる全ての要件を満たす場合には、当該受取債権の額から当該支払債務の額を控除することにより得られた額を当該受取債権の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）として計上することができる。

第二節 所要安定調達算入率

(零パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産)

第九十一条 次に掲げる資産の所要安定調達算入率は、零パーセントとする。

- 一 現金（金を除く。）
- 二 中央銀行等への預け金
- 三 中央銀行等に対する債権のうち、基準日から満期までの期間が六月未満のもの
- 四 有価証券等及びその対価の受渡し又は有価証券等の決済を行う取引に係る未収金のうち、次に掲げるもの
 - イ 市場慣行に基づく約定日から受渡日までの決済期間内又は約定期日から四営業日以内に決済されると見込まれるもの
 - ロ 未決済取引のうち、当初想定されていた決済日から四営業日以内に決済される蓋然性が高いと認められるもの
- 五 金銭の信託のうち、金融商品取引法第四十三条の二及び第四十条三条の三の規定により管理するもの
- 六 デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の額（第八十条第一項の規定に基づきデリバティブ負債の額と相殺された同項第二号の現金で差し入れた変動証拠金の対価の額を除いた額とする。）
- 七 レベル1資産（第一号から前号まで及び第九条第一項第五号に該当するものを除く。）のうち処分上制約のない資産
- 八 金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち、処分上制約のない資産であつて、次に掲げる要件を全て満たすものの

イ 基準日から満期までの期間が六月末であること。

ロ 当該貸出金又はレポ形式の取引がレベル1資産により担保されていること。

ハ 基準日から満期までの期間中、受入担保に対する銀行又は連結子法人等の再担保権（担保として受け入れた資産を第三者に担保として提供する権利をいう。）に制限がないこと。

（五パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産）

第九十二条 次に掲げる資産の所要安定調達算入率は、五パーセントとする。

一 零パーセントを上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が発行する債券のうち、我が国又は銀行若しくは連結子法人等の海外営業拠点等が所在する国若しくは地域の中央政府又は中央銀行等が域外通貨建てで発行及び調達したものであつて、第九条第一項第四号に掲げる要件の全てを満たすもの（前条第三号に該当するものを除く。）

二 次条から第九十八条までの規定にかかわらず、中央銀行等が特別に実施するオペレーションにより発生した中央銀行等に対する債権

（十五パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産）

第九十三条 次に掲げる資産の所要安定調達算入率は、十五パーセントとする。

一 レベル2A資産（第九十一条第一号から第三号までに該当するものを除く。）のうち処分上制約のない資産

二 金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち处分上制約のない資産であつて、基準日から満期までの期間が六ヶ月未満のもの（第九十一条第八号に規定する貸出金又はレポ形式の取引による資産に該当するものを除く。）

三 金融機関等に預け入れている預金（オペレーションナル預金に相当するものを除く。）のうち処分上制約のない資産であつて、預入期間の定めがないもの又は預入期間の末日までの期間が六月末満のもの

（五十パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産）

第九十四条 次に掲げる資産の所要安定調達算入率は、五十パーセントとする。

一 レベル2B資産（第九十一条第一号から第三号までに該当するものを除く。）のうち处分上制約のない資産

二 中央銀行等又は金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち处分上制約のない資産であつて、基準日から満期までの期間が六月以上一年未満のもの

三 金融機関等に預け入れている預金（オペレーションナル預金に相当するものを除く。）のうち処分上制約のない資産であつて、預入期間の末日までの期間が六月以上一年未満のもの

四 金融機関等に預け入れているオペレーションナル預金に相当する

もののうち処分上制約のない資産であつて、預入期間の末日までの期間が一年未満のもの及び預入期間の定めのないもの

五 金融機関等以外への貸出金又はレポ形式の取引による資産（住宅ローン債権を含む。）のうち処分上制約のない資産であつて、基準日から満期までの期間が一年未満のもの

六 流動資産に該当しない資産（前各号に掲げるものを除く。）のうち処分上制約のない資産であつて、基準日から満期までの期間が一年未満であり、全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるもの

（六十五パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産）

第九十五条 金融機関等以外への貸出金又はレポ形式の取引による資産（住宅ローン債権を含む。）のうち処分上制約のない資産であつて、次に掲げる要件を満たすものの所要安定調達算入率は、六十五パーセントとする。

- 一 基準日から満期までの期間が一年以上であること。
- 二 リスク・ウェイトが三十五パーセント以下であること。

（八十五パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産）

第九十六条 次に掲げる資産の所要安定調達算入率は、八十五パーセントとする。ただし、第一号に掲げる資産のうち、当初証拠金として預託している資産については、この節に定めるところにより算出した所要安定調達算入率が八十五パーセントよりも高い場合には、

当該所要安定調達算入率を適用する。

一 デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金（連結貸借対照表に計上されないもののを含む。）

二 金融機関等以外への貸出金又はレポ形式の取引による資産（住宅ローン債権を含む。）のうち、処分上制約のない資産であつて、次のイ及びロに掲げる要件を満たすもの

イ 基準日から満期までの期間が一年以上であること。
ロ リスク・ウェイトが三十五パーセントを超えていること。

三 流動資産に該当しない上場株式又は残存期間が一年以上の有価証券のうち処分上制約のない資産であつて、当該発行会社に対するエクスポート・ジャーナーの全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるもの

四 現物決済されるコモディティ（金を含む。）

（百パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産等）

第九十七条 次に掲げる資産等の所要安定調達算入率は、百パーセントとする。

一 第八十九条に規定するデリバティブ資産の額から、第八十条に規定するデリバティブ負債の額を差し引いた額（当該額が零を上回る場合に限る。）

二 自己資本比率告示第五条第一項に規定する普通株式等 Tier 1 資本の調整項目の額（同項第七号に掲げる額を除く。）

- 三　自己資本比率告示第六条第二項に規定するその他Tier1資本の調整項目の額（同項第五号に掲げる額を除く。）
- 四　自己資本比率告示第七条第二項に規定するTier2資本の調整項目の額

五　第九十一条から前条までの規定にかかわらず、処分上制約のない貸出金又はレポ形式の取引による資産の額（住宅ローン債権及び中央銀行等に対する債権を含む。）のうち全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるもの以外の額

六　連結貸借対照表の資産の部に計上されている有価証券のうち第九十二条各号、第九十三条第一号、第九十四条第一号及び第六号並びに前条第三号に掲げるものに該当しないもの

七　第九十一条から前条までに掲げるもの及び前号に規定するものに含まれない資産の額

八　第八十条第一項第一号に掲げる額に五パーセントを乗じて得た額

第三節 処分上制約のある資産の取扱い

（処分上制約のある資産の所要安定調達算入率）

第九十八条 第九十一条（第一号、第二号及び第五号を除く。）から

第九十六条までに掲げる資産（デリバティブ取引等に関連して預託した当初証拠金及び清算基金を除く。）のうち処分上制約のある資産の所要安定調達額については、第九十一条から第九十六条までの

規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める所要安定調達算入率を乗じて得た額とする。

| | | | |
|---------------------------------|----------------------------------|--|---------|
| 2 前項の規定にかかわらず、市場全体にストレスが生じている場合 | 基準日から処分上制約のある期間の最終日までの期間が六月末満の資産 | 基準日から処分上制約のある期間の最終日までの期間が六月以上一年未満の資産（当該資産が処分上制約のない場合に、この章の規定による所要安定調達算入率が五十パーセント以下となるものに限る。） | 百パーセント |
| | 率 | 当該資産について前節に規定する比率 | 五十パーセント |

又は例外的なマクロ経済上の課題がある場合に中央銀行等が特別に実施するオペレーション等の担保として提供されている資産については、前節に規定する所要安定調達算入率を適用する。

第四節 オフ・バランス取引の取扱い

(与信ファシリティ及び流動性ファシリティの取扱い)

第九十九条 オフ・バランス取引のうち、与信ファシリティ及び流動性ファシリティについては、それらの未使用枠の額に五パーセントの所要安定調達算入率を乗じて得た額を所要安定調達額とする。

(偶発債務の取扱い)

第一百条 オフ・バランス取引のうち、偶発的に資金調達を要する負債については、次の各号に掲げる額に、当該各号に定める所要安定調達算入率を乗じて得た額を所要安定調達額とする。

- 一 ファシリティ（銀行又は連結子法人等が流動性ストレス時に取消可能なものに限る。）における未使用枠の額 次のイ又はロに掲げるファシリティの区分に応じ、当該イ又はロに定める比率イ 取引相手方が信用供与を受ける際に銀行又は連結子法人等に対する事前の通知が必要なもの 零パーセント
ロ イに掲げるもの以外のもの 三パーセント
- 二 銀行又は連結子法人等が契約に基づき行う信用保証に相当するものの額の合計額 二パーセント

三 その他主要な偶発事象であつて、基準日から一年を経過する日までの間に生ずると見込まれるものとの額 銀行又は連結子法人等が、流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに設定する比率

第十一章 相互に関係する資産及び負債

(相互に関係する資産及び負債の基準)

第一百一条 前二章の規定にかかわらず、負債の利用可能安定調達算入率及び資産の所要安定調達算入率は、銀行又は連結子法人等の有する資産及び負債のうち次に掲げる要件の全てを満たすものに限り、零パーセントとすることができる。

一 相互に関係する個別の資産及び負債が明確に識別可能であること。

二 当該資産及び負債の満期までの期間及び元本額が同一であること。

三 銀行又は連結子法人等が当該資産及び負債から生ずる資金について導管体となる役割のみ果たしていること。

四 当該資産及び負債のそれぞれについて、銀行又は連結子法人等の取引相手が異なること。

〔章を加える。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。